

令和2年第1回ニセコ町議会定例会 第4号

令和2年3月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）
- 4 議案第 2号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）
- 5 議案第 3号 第5次ニセコ町総合計画の変更について
- 6 議案第 4号 財産の無償譲渡について
- 7 議案第 5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 6号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 7号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 9号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例
- 12 議案第10号 ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例
- 13 議案第11号 ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 14 議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
- 15 議案第13号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例
- 16 議案第14号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 17 議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算
- 18 議案第16号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 19 議案第23号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 20 議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
- 21 議案第18号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 22 議案第19号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 23 議案第20号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 24 議案第21号 令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 25 議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

(予算特別委員会報告)

- 26 請願第 1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願
(総務常任委員会報告)
- 27 請願第 2号 開発規制見直しに関する請願書
(産業建設常任委員会報告)
- 28 発議第 1号 訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議案
(総務常任委員会報告)
- 29 発議第 2号 「民族共生の未来を切り開く」決議案
(総務常任委員会報告)
- 30 発議第 3号 看護師・介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
(総務常任委員会報告)
- 31 議員派遣の件
- 32 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 33 閉会中の所管事務調査の申し出について
(総務・産業建設常任委員会)
- 34 意見案第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書
(ニセコ町議会議員 篠原正男議員 外3名)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片山健也
副町	長	林知己
総務課	長	阿部信幸

防 災 專 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 長	山 本 契 太 子
企 画 環 境 課 参 事	柏 木 邦 善 範
税 務 課 長	芳 賀 善 正 人
町 民 生 活 課 長	中 村 井 幸 則
保 健 福 祉 課 長	桜 井 川 博 視
農 政 課 長	中 山 村 一 葉
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	石 福 高 瀨 敏 康
商 工 観 光 課 長	福 高 高 瀨 敏 康
商 工 観 光 課 参 事	高 黒 石 馬 島
建 設 課 長	高 黒 石 馬 島
建 設 課 参 事	菊 前 佐 富 酒 荒 山
上 下 水 道 課 長	石 馬 島 菊 前
総 務 係 長	馬 島 菊 前
財 政 係 長	島 菊 前
教 育 長	菊 前 佐 富 酒 荒 山
学 校 教 育 課 長	前 佐 富 酒 荒 山
町 民 学 習 課 長	佐 富 酒 荒 山
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 酒 荒 山
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 荒 山
農 業 委 員 会 長	荒 山
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	中 野 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 指定管理者の指定について（ニセコ町学習交流センター）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第3号 第5次ニセコ町総合計画の変更についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 第5次ニセコ町総合計画の変更についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第4号 財産の無償譲渡についての件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 財産の無償譲渡についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） この議案第5号の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例ですが、この法律ですけれども、提案理由の中で会計年度任用職員制度の実施に伴い国際交流員及び外国語指導助手の任用時のサービスの宣誓について、全国統一の取扱いとする必要がありとありますけれども、この必要性というのは新たに今までこの宣誓というのはあったと思うのですけれども、ニセコ町、全国1,788ほどの自治体で、これは全国の統一するという宣誓書ができているわけですか。現在宣誓書があると思うのですけれども、これに対してまた新たに全国統一というのはできて、それに統一するために改正するという条例が私は理解できないので、質問しているのですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

まず初めに、国際交流員等につきましては、今まで宣誓はしておりません。それで、これまでうちでいえば嘱託職員さんですとか臨時職員さんとかという職種幾つかあったのですが、その方たちがこの4月から地方自治法と地方公務員法の改正によって会計年度任用職員というのに一本化されるということで、臨時さんとか嘱託の人たちが会計年度任用職員というのに今度4月から成るということで、その会計年度任用職員という枠組みの中に国際交流員ですとか外国語指導助手も含まれるということで、これまで我々職員と非常勤の職員、いろいろあったのが、職員と会計年度任用職員に大きく分けられると言ったほうがいいですか、そういう中での今回制度改正があったと。その中で、今度会計年度任用職員についても、これまでは職員が宣誓をしていたのですが、会計年度任用職員も宣誓しなければならないというふうになりました。それで、国際交流員とか外国語指導助手の方、外国籍の方たちなのですが、各国との関係もあるということのようで、ひな形として宣誓書に代わる同意書というもので宣誓に代えてくださいということになりまして、それを規定するためにこの一部改正の条例を提案しているものでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤君。

○5番（齊藤うめ子君） そうしますと、今おっしゃったように職員の職務に関する宣誓というのはずっとあったわけですね。その宣誓書に署名するというのをしていたけれども、今まで国際交流員とかなかったから、私が理解できないのは全国統一の扱いという意味がちょっと理解できなかったのですけれども、ニセコ町職員としてのサービスに関する国際交流員及び外国語指導助手のサービスの宣誓というのがあるのなら理解できるのですけれども、各市町村には何々町、何々市のサービスに関する宣誓というのはあると思うのです。それは、今までニセコ町という名前がいつたかどうか分かりませんが、あったと思うのですけれども、それをそのまま採用するというか。私も調べてみましたら、大体内容というのは同じ内容なのです、この宣誓書を見ますと。ですから、職員の方たちも皆さんそういう宣誓書に署名されてきたと思うのですけれども、それと同じように考えてよろしいのでしょうか。全国統一というのは、そういう意味で使っていらっしゃるのですか。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） すみません。分かりにくいのかもかもしれませんが、我々職員には職員のサービスの宣誓に関する条例というのがございまして、簡単に読みますと、私は日本国憲法を尊重して擁護することを固く誓いますというような文面で、これを署名して、辞令もらうときに町長の前で宣誓するという、読み上げるのですけれども、そういう職員はサービスの宣誓というのをしております。

今度会計年度任用職員になった場合、会計年度任用職員も基本的にはサービスの宣誓をしてもらいますよということなのですが、国際交流員の方とか外国語指導助手の方たちにつきましては、全国統一した宣誓書ではなく同意書というものをもらうようにというのが国から来ている指示でございまして、これまだ参考例としてなのですが、私は別添招致外国青年任用規則を理解し、これに同意し、規則に定められた勤務条件で、例えば国際交流員だったり外国語指導助手だったりとかとして、例えばうちだったらニセコ町において勤務することに同意いたしますというような内容で署名してもらおうというような様式が決められているということで、それを条例によらず別に定めるということで、今回この2項を加えるような形の条例改正の提案をさせていただいているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第6号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第7号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 ニセコ町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第9号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長(猪狩一郎君) 日程第12、議案第10号 ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 ニセコ町西富地区町民センター設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長(猪狩一郎君) 日程第13、議案第11号 ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） この条例の改正ですけれども、私はこれ納得がいかないので、質問させていただきますけれども、この条例というのは平成27年というのは2015年なのですけれども、今から5年弱前、4年半前にできて、まだ1期しかやっていないわけですから、その理由として何かいろいろごちゃごちゃ書いてあるのですけれども、13名の農業委員数を12名にするというのですけれども、今までこの条例というのは非農業者ですか、農業者以外の方を3名入れるということで新しい法律ができたのですけれども、これを1名減らす理由として、この理由書の中に現行法では農業者以外の委員の参画が求められており、ニセコ町では以前の選任委員数の3名を農外委員として運営してきた。次なのですけれども、前回委員候補に当たり非農業者枠を3名とし、実施したが、毎月総会が実施され、また会議、研修会等により時間的拘束が多く、農外委員枠委員の時間調整を非常に苦慮したこととありますけれども、この非農業者の3名の方なのですけれども、このうちの3名の方の中の2名の方は農政課にいらっしゃる集落支援員さんですか、ですから毎月の総会とか時間的調整に非常に苦慮したということは余り考えづらいのではないかと。私も実際に伺いましたけれども、そういうことはなかったようです。それと、もう一人の方ですけれども、非農業者の方ですけれども、この委員会とかに積極的に参加されてきて、むしろこの委員会の中の農業者が逆に調整というのでしょうか、会議とか研修会、例えば1名とか2名とか参加する会議とか研修会に行かない事情があったときに、代わって3名の中立委員さんが出席していたということを伺っております。

それで、この理由が事実と違っているのではないかと考えております。せっかくこの法律ができた理由としては、私が知っている限りでは、ここに書いてあったか覚えていないのですが、農業者以外の方からいろんな新しい考え方を、意見を入れてほしいということで農業者、非農業者を入れたわけですから、それがこういう何か納得いかない理由で減らされるということは非常に残念というか、納得がいきません。それと、この非農業者の中の2名の方は女性の方なのです。そして、これが減らされることによって今度新しく、農業者の委員の方たち10名というのは皆さん男性ですから、新たに委員の方、仮にどういうふうになっているのか。もうこれ決定されているのですか。これでは、まだ決まっていないのかなと考えているのですけれども、たった1期しかしないで、そしてもうこういう納得のいかない理由を上げて減らすということは、余りにも拙速ではないかというふうに思っております。もう一度、この3名という人数が私は非常に大事だと思いますし、この非農業者の委員さんの中には環境評価の会のメンバーになって、一生懸命安全で安心な農業の推進に関してよく勉強されていて、意見の言われる方も入っておいりましたので、そういう方たちが新しく改選されてどういうふうになるか分かりませんが……。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤さん、なぜ3人に減らしたかということですね。3人を、なぜ2名に減らしたかということをお聞きしているのですね。

○5番（斉藤うめ子君） ですから、ぜひこれは……

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 齊藤議員のご質問に対してお答え申し上げます。

実際現行の農業委員さんの部分に関しましては、齊藤議員がお調べいただいたとおり、集落支援員2名と一般農業者という形で農外委員さんのほうでやっていたのは確かです。その部分では、現在では割と時間を使えるように、うちのほうでも時間を使いながらやっていたという形にはしています。ただ、この体制がいつまでも続けれるというわけではないこともあって、実際普通の民間の方をお願いするというと、先ほどお話しさせていただいたとおり時間の制約の部分がかなり絡んでくるという部分もあり、1名減らした形で農外委員さんの部分をやらせていただけないかなという形でご提案させていただいています。また、各管内の部分に関しましても、農外委員さん1名から2名という形で、うちが割と秀でている部分は間違いなくあるかとは思いますが、その部分でバランスをとって2名程度にしておきたいなという考えもございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤君。

○5番（齊藤うめ子君） もう一点、ここの中に農地利用最適化推進委員を置くことになりましたと最初の法律であったのですけれども、集積率の高い自治体は設置しなくてもよいということで、ニセコ町は設置しなかったわけですね。今度は、農地最適化推進委員を設置されるのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 齊藤議員のご質問にお答えします。

農地最適化委員に関しましては、面積が、集積率が高い場合に関しては通常の農業委員と兼ねることができるという形で、1期目のときからニセコ町に関しましては農業委員さんのほうで兼ねてやらせていただいているという現状でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 経過のほうをご説明させていただきたいのですが、この農業委員会に関する法律が改正になって、中立委員を基本的に全国统一ですけれども、入れなさいということになったときに、私ども10人の農業委員さんがもともとおられて、実はそれぞれの地区割をして担当地区を決めておりました。その中で地域推薦の委員さんとかいただいている中で、非常に皆さん本当に一生懸命やっただいて、うまく回っていたのです。その枠の中にさらに10人の定数で2人の中立委員を入れるというふうになると、今までの地区割を全部変更したり、それぞれ担ってきた経過が相当壊れて大変になるということもありまして、それでニセコ町は逆に定数自体を増やしたのです。大体全国見ていただければ、増やしているところは余りないと思います。ほとんどももとの定数の枠内でやっているとありますが、うちの場合は3人増やしまして、農業共済組合からも推薦を受けているということもあって、それでそういった枠でやってきましたが、このたび農業共済組合からの推薦が組織推薦なくなると。イメージとしては、共済組合の枠1名が減ることでもありますので、その分はでは財政的な将来的なこともありますし、今実際動いているということがあって、これまでやってこられた方が減ることではありませんので、農業共済組合からも1名推薦枠が削られるということでもありますので、特に大きな変更はなく、12名の定数でもやれるかな

というふうに考えて、このたび提案させていただいたところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 ニセコ町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、議案第13号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長(猪狩一郎君) 日程第16、議案第14号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長(猪狩一郎君) 日程第17、議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

○議長(猪狩一郎君) 日程第18、議案第16号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予

算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第23号

○議長(猪狩一郎君) 日程第19、議案第23号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 先ほど特別会計の議論の中で町の姿勢というものが示されたと思います。今回の条例改正に伴って、資料としていただいたように、標準的な4人家族の場合でも年間数万円を超える引上げになるという試算が示されました。現在の経済状況のもとで、暮らしにとって非常にこの引上げというのは影響は大きいものと思われま。

それで、今後の町民税等の収入の状況などを踏まえて、基金について充実を図っていくというお話でしたので、それはいずれ基金を十分活用して、できるだけ町民の負担がないような、その方向で町としては基本姿勢を持っているというふうに向かっていると思います。その意味で、この提案に際しての基本姿勢について再確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 町長。

○町長(片山健也君) これまでご説明申し上げてきましたとおり、国保の仕組み自体に相当変更があって、国民健康保険を担っている相当経済的に豊かな人が社会保険等に移行している。その結果、国民健康保険の運営自体が相当厳しくなっていると。それと、一方で国においても国民健康保

険に対するいろんな支援が薄くなってきたというのが実態でありまして、国民健康保険の運営というのは相当実は厳しくなるというふうに思っております。我々も町村でそれぞれ努力をして基金の充実を図りながら、できるだけ丁寧にしたいということもありますが、それにおいても限界があると思います。現在全国町村会を含めて、この国保税の国の支援の拡充について強く要望して、何とか国民健康保険加入者の皆さんが生活が立ち行かなくなると、そのようなことがないように引き続き努力をすると同時に、我が町においてもできるだけ負担がないように、それから軽減税率も私ども最大限の7割、5割、3割の軽減を図っておりますので、そういった経済的な弱い立場の人にも配慮しながら今後とも進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号から日程第25 議案第22号

○議長（猪狩一郎君） この際、日程第20、議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第25、議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題とします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

青羽特別委員長。

○予算特別委員長（青羽雄士君） それでは、特別委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算から議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月16日及び17日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました。本委員会は

全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

一般会計の質疑では、木材等の域内調達向上に向けた調査、実証試験委託業務や地域公共交通に関すること、子育て支援、除雪、インフラ整備等について多くの意見が出されました。

起立採決の結果、一般会計及び5つの特別会計の全てで全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長への報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されましたので、省略します。また、討論についても同様につき、省略します。

これより議案第17号 令和2年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和2年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和2年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 請願第1号から日程第27 請願第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第26、請願第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願及び日程第27、請願第2号 開発規制見直しに関する請願書の件2件を一括議題とします。

請願第1号に関し、総務常任委員会の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました請願第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願の件は、3月11日及び3月16日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意、趣旨を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、請願第2号に関し、産業建設常任委員会の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました請願第2号 開発規制見直しに関する請願書は、3月11日、全委員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し、慎重審議した結果、願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより請願第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める請願の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより請願第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより請願第2号 開発規制見直しに関する請願書の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第28 発議第1号から日程第30 発議第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第28、発議第1号 訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議案から日程第30、発議第3号 看護師・介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案の件まで3件を一括議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長（篠原正男君） 去る3月10日の本会議において当委員会に付託されました発議第1号 訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議案、発議第2号 「民族共生の未来を切り開く」決議案、発議第3号 看護師・介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案の3件に関して、3月11日及び3月16日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、発議第1号及び発議第2号はいずれも原案どおり議決すべきものと決しました。

発議第3号について、原案では労働組合が行った実態調査の記載がありましたが、当委員会の審査ではこの部分を割愛して、願意とする特定最低賃金の新設を求める点を重点的に訴える修正をして提案することに決しましたので、報告をいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

これより発議第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 訪日外国人等に係る倶知安厚生病院に対する認定要件の見直し特例を求める要望決議案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり議決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり議決することに決しました。

これより発議第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号 「民族共生の未来を切り開く」決議案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり議決することに決しました。

これより発議第3号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第3号 看護師・介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり修正議決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり修正議決すべきものとするに決しました。

◎日程第31 議員派遣の件

○議長(猪狩一郎君) 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第32 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第32、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第33 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第33、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（猪狩一郎君） 先ほど篠原正男議員から意見案第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

意見案第1号について日程に追加し、追加日程第34として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第34 意見案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第34、意見案第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 本件は、議員各位のご理解をいただき採択されました請願第1号の意見書であります。私篠原が提出者となり、斉藤議員、小松議員、榊原議員が賛成者となって、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書の趣旨をもって説明に代えさせていただきます。

意見案第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書。

2019年9月26日厚生労働省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字など公的機関が運営する公的病院の4分の1超に当たる全国424の病院をリストアップし、「再編統合について特に議論が必要」とする分析結果とともに対象となる病院名の公表を行いました。

今回の厚生労働省の公表と要請は、「地域医療構想」の進捗のみを目的に、地域や病院の実情や現状を酌み取ることなく、画一的な基準で「再検証」を求めるものです。

厚生労働省の「要請」に基づいて再編・統合が進められれば、地域での医療を必要とする患者・住民が、安全で質の高い医療を受けることができなくなる懸念があります。

厚生労働省が求める「再検証」は、地方創生にも逆行し地方の実態を考慮しておらず、隣町の公的病院を近隣町村で懸命に支えている本町の立場からも容認できるものではありません。

よって、安全、安心の医療の実現のために地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見案第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

訂正事項が1つあります。意見書第1号の2行目に「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充のところ、拡大となっておりますので、後で訂正して文書を配付いたします。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和2年第1回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (自 署)